



株式会社 協 成

平成19年 6月29日
株式会社 協 成
代表取締役社長 井波 明

お客様各位

公正取引委員会からの排除措置命令及び課徴金納付命令について

当社は、6月29日、公正取引委員会から独占禁止法違反があったとして下記の通り排除措置命令と課徴金納付命令を受けました。関係各位の皆様には、大変なご心配とご迷惑をおかけしておりますこと深くお詫び申し上げます。今回の事態に至りましたことを厳粛に受け止め、全社一丸となり社内コンプライアンス体制を強化・見直し、再発の防止の徹底に務める所存です。

1. 排除措置命令の概略：

ガス用ポリエチレン管のガス事業者向け販売価格を他の製造販売業者らと共同して引き上げを決定し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとして、違反行為が消滅している旨を確認することなどの排除措置を採ることを命じられました。

2. 課徴金納付命令の内容：

納付すべき課徴金の額	1,786万円
納期限	平成19年10月1日

3. 今後の対応：

当社は上記命令の内容を応諾する方針です。

本件に関する問い合わせ先： 株式会社 協成 総務部 鍋倉
電話： 06 - 6583 - 6100
FAX： 06 - 6583 - 6105